

5 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年の中途中で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年の中途中で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法 85、措法 41 の 16 ②、41 の 17 ②、基通 85-1）。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかの判定は、これらの申告書を提出する日の現況によります。この場合、その判定の要素となる所得金額についてはこれらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります。

V 税額表の適用方法

1 税額表の適用区分

(1) 毎月（日）の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は税額表を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無、給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与等の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与等の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含まれます。）給与等をいいます。ただし、一の支払者から継続して2か月を超えて給与等が支払われた場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません（所令 309、基通 185-8）。

(2) 年末調整の際に使用する税額の速算表

年末調整の際における年税額は、次の速算表により求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除し、その控除後の金額（年調所得税額）に102.1%を乗じて求めます。なお、年末調整の概要については19ページを参照してください。

(平成 30 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5 %	-	(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 円超 17,420,000 円	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
2 課税給与所得金額が17,420,000円を超える場合は、平成30年分の年末調整の対象となりません。

2 税額表の使い方

毎月(日)の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月(日)分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- (2) 税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用されています。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。)との合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の人を含みます。)のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

なお、配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

また、扶養親族等の数を算定する際には、下記の「扶養親族等の数の算定方法」を参考にしてください。

【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の表のとおりです。

		給与等の支払を受ける人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の支払を受ける人の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 { 1,120万円超 1,170万円以下 }	950万円超 1,000万円以下 { 1,170万円超 1,220万円以下 }	1,000万円超 (1,220万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額) 配偶者の合計所得金額	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 { 103万円超 150万円以下 }	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

〔扶養親族等の数の算定方法〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね下図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、下図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、下図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

(凡例) □ 所得者 (配) 配偶者 (※の金額は配偶者の合計所得金額(見積額)を示します。) (障) (特別)障害者

【下図中の点線囲みの図形は扶養親族等の数に含まれません。】

設	給与所得者の合計所得金額(見積額)	900万円以下	※85万円超 □—(配)	※85万円超 □—(配) △(障)	※85万円以下 (源泉控除対象配偶者) □—(配)	※38万円超 85万円以下 (源泉控除対象配偶者) □—(配) △(障)	※38万円以下 (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者) □—(配) △(障)	等扶養親族の数
		900万円超	※38万円以下 (同一生計配偶者) □—(配)	※38万円超 □—(配) △(障)	※38万円以下 □—(配) △(障) (同一生計配偶者)			
例								1 人
								2 人

《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

(凡例) □ 所得者 (扶) 控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の人) (扶) 扶養親族のうち年齢16歳未満の人 (注)扶養親族等の数には加算しません。

△(寡) 寡婦(特別の寡婦を含みます。)又は寡夫 △(学) 勤労学生 △(障) (特別)障害者 (同障) 同居特別障害者

設	□	□—(扶)	□—(扶) △(寡)	□—(扶) △(障)	□—(扶)—(同障) △(障)	□—(扶) △(障)	等扶養親族の数
	□—(扶)	□—(扶) △(障)	□—(扶) △(寡)	□—(扶)—(同障) △(障)	□—(扶) △(障)	□—(扶)—(同障) △(障)	
例		□—(扶) △(障)	□—(扶) △(学)	□—(扶) △(障)	□—(扶) △(障)	□—(扶) △(障)	1 人
		□—(扶) △(障)	□—(扶) △(障)	□—(扶)—(同障) △(障)	□—(扶) △(障)	□—(扶)—(同障) △(障)	2 人
							3 人
							4 人

VI 税額の求め方（平成 30 年分）

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができます。

なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法によりその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額を求められます（所法 189、昭 63 大蔵省告示 185 号（平 29 財務省告示 88 号改正）、復興財確法 29、平 24 財務省告示 116 号（平 29 財務省告示 96 号改正））。

1 月額表甲欄の使用例（給与と所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 給与等の支給額（月額） | 416,000 円 |
| (2) 給与等から控除する社会保険料等 | 59,078 円 |
| (3) 扶養親族等の数 | 2 人 |
- （源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族 1 人）

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,922 円（416,000 円 - 59,078 円）となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,922 円が含まれる「356,000 円以上 359,000 円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄との交わるところに記載されている金額 7,450 円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

（三） （月 額 表）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲					
		扶 養 親 族 等					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
以 上	未 満	税					
円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	
350,000		12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	
353,000		12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	
356,000		13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	
359,000		13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	
362,000		13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	

「扶養親族等の数 2 人」の欄

356,922円が
含まれる行

求める
税 額

〔源泉徴収簿への記入〕

月々の給与等の支払額や社会保険料等の額、源泉徴収税額などは「給与所得に対する源泉徴収簿」に記録しておき年末調整などに使用します。

〔記載例〕源泉徴収簿

甲欄		乙欄		所 属		職 名		住 所		（郵便番号 173 - 8530）	
				経理課		事務職員		東京都板橋区大山東町 35-1			
区 分	月 日	支 給 月 日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算 出 税 額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき還付又は徴収した月区分	
										申告の有無	源泉控除対象配偶者
平成30年分	1	19	412,000円	59,066円	352,934円	2人	7,210円		7,210円	有・無	有・無
	2	20	410,000	59,060	350,940	2	7,210		7,210	有・無	有・無
	3	20	416,000	59,078	356,922	2	7,450		7,450	有・無	有・無
	4										

〔注〕 この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成されているものですが、給与等の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを使用して差し支えありません。

2 月額表乙欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない場合）

（設例）

- (1) 給与等の支給額（月額）…………… 80,750 円
- (2) 給与等から控除する社会保険料等…………… なし

〔税額の計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額 80,750 円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750 円が含まれる「88,000 円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の 3.063% に相当する金額」となっています。したがって、2,473 円（80,750 円× 3.063%、1 円未満の端数は切り捨てます。）がその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

3 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

4 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

- (1) 賞与の支給額…………… 554,000 円
- (2) 賞与から控除する社会保険料等…………… 79,477 円
- (3) 前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額…………… 200,820 円
- (4) 扶養親族等の数…………… 2 人
（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族 1 人）

〔税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820 円が含まれている「133 千円以上 269 千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率（設例の場合には「2.042%」）を求めます。これがその賞与の金額に乗する率になります。

- ② 賞与の金額 554,000 円から社会保険料 79,477 円を控除した残額 474,523 円に 2.042% を乗じた金額 9,689 円 (474,523 円 × 2.042%、1 円未満の端数は切り捨てます。) が、その賞与から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親						
	0 人		1 人		2 人		3 人
	前 月 の 社 会 保 険 料						
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000 %	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	
2.042	68	79	94	243	133	269	
4.084	79	252	243	282	269	312	
6.126	252	300	282	338	312	369	
8.168	300	334	338	365	369	393	

「扶養親族等の数 2 人」の欄

賞与の金額に
乗すべき率

前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820 円が含まれる行

Ⅶ 年末調整

年末調整とは、給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする際、給与等の支払を受ける各人別に、それまでその年中に給与等を支払う都度、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の給与等の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。したがって、この年末調整は、給与等の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与等の支払をする際に行います（所法 190）が、年の途中で死亡退職した人や海外の支店への転勤により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います（基通 190-1）。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与等は、年末調整の対象になりません。

- (1) 国内に住所や 1 年以上の居所を有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) その年中に支払を受ける給与等の収入金額が 2,000 万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

3 年末調整の対象となる給与等

年末調整の対象となる給与等は、その年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支払うことが確定した給与等です。したがって、実際にその給与等を支払ったかどうかに関係なく、その年中に支払うことが確定している給与等は、たとえ未払であっても、その年中の給与等に含めて年末調整を行うこととなります。

4 年末調整の手順

年末調整の手順については、毎年、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書（「年末調整のしかた」）を参照してください（「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページにも掲載されます。）。